

神戸市自立教育労働者組合との交渉議事録

1. 日 時：令和7年11月13日（木）18:30～20:21
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出 席 者：(市) 教職員給与課労務制度係長、他1名
(組合) 執行委員長、書記長
4. 議 題：旅費制度の見直しおよび令和7年度給与改定、教員の処遇改善について

5. 発言内容：

(市) 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、4点について、ご提案させていただきたいと考えております。

1点目は、旅費制度の見直しについて

2点目は、育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給について

3点目は、給与改定について

4点目は、教員の処遇改善についてでございます。

それでは、まずお配りしております「旅費制度の見直しについて（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、公費の適正な支出を図る観点から、国における改正内容を踏まえ、旅費制度の見直しを行います。

「2. 内容」でございますが、はじめに「(1) 鉄道賃の見直し」につきまして、運賃等に加え鉄道の利用に必要な費用を支給対象とすることといたします。

「(2) 船賃の見直し」でございますが、運賃等に加え船舶の利用に必要な費用を支給対象とすることといたします。

「(3) 航空賃の見直し」でございますが、外国旅行において、航空機で著しく長時間移動、飛行時間24時間以上の移動をする場合に運賃の等級を引き上げることといたします。また、運賃に加え航空機の利用に必要な費用を支給対象とすることといたします。

「(4) 車賃の見直し」でございますが、自家用車等の利用に必要な費用を実費支給の対象といたします。

また、自家用自動車のガソリン代については、原則、実勢価格を踏まえた定額支給方式とすることといたします。

「(5) 宿泊料の見直し」でございますが、上限額を「国家公務員等の旅費支給規程」の「宿泊費基準額」に準ずることとし、内国旅行の場合で8,000円～19,000円、

外国旅行の場合で8,000円～59,000円といたします。

また、特別な事情がある場合は、上限額を超えての支給を可能とすることといたします。

「(6)宿泊手当の新設」でございますが、宿泊を伴う旅行に必要な、夕朝食代の掛かり増し費用を含む諸雑費に相当する定額を支給するため、日当を廃止し、宿泊手当を新設することといたします。

支給額は「国家公務員等の旅費支給規程」の「宿泊手当」に準ずることとし、一夜につき、内国旅行の場合で一律2,400円、外国旅行の場合で3,900円～5,400円といたします。

また、夕朝食代に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、減額して支給することといたします。

次ページをご覧ください。

「(7)移転料の見直し」でございますが、実費支給方式に変更することといたします。

「(8)着後手当の見直し」でございますが、実際に宿泊した夜数に応じて、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給することといたします。

「(9)扶養親族移転料の見直し」でございますが、赴任の命ぜられた日において、生計を一にする同居家族に支給することといたします。

また、現に支払った交通費等を支給することといたします。

「(10)旅行雑費の見直し」でございますが、支給対象となる費用を追加いたします。

「(11)死亡手当の見直し」でございますが、職員の配偶者及び子を対象に追加いたします。

支給額は「国家公務員等の旅費支給規程」の「死亡手当」に準ずることとし、一律930,000円といたします。

「(12)その他」でございますが、旅費の返納について、給与等からの控除を可能といたします。

また、旅行日数の算定について、距離に応じた算定方法を廃止するとともに、食卓料及び支度料についても廃止することといたします。

「3.実施時期」でございますが、令和8年4月1日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行から適用することといたします。

旅費制度の見直しについては以上です。

つづきまして、「育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給」についてでございます。

それでは、お配りしております「育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給について(案)」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、職員が家庭の事情によらず働き続けることができるよう、育児・介護により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員へ新幹線等に係る通勤手当を支給いたします。

「2. 育児・介護による転居の定義」でございますが、

まず「(1) 育児による転居」の定義につきましては、職員又は配偶者の異動又は官署移転に伴い、配偶者と同居し満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域に転居すること、といたします。

次に「(2) 介護による転居」の定義につきましては、職員又は配偶者の父母であって、要介護認定を受けている者の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居すること、といたします。

「3. 支給要件」でございますが、記載している (1) から (4) の全てに該当することとしております。

(1) 新幹線等による通勤で 1 つの特急券で乗車する区間が片道 100 キロメートル以上であること

(2) 転居後の住居からの通勤であること

(3) 新幹線等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること

(4) 新幹線等の利用により通勤事情の改善が認められることでございます。

「4. 実施時期」でございますが、令和 8 年 4 月 1 日といたします。

育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給については、以上でございます。

つづきまして、給与改定についてでございます。

それでは、お配りしました「令和 7 年度給与改定要綱（案）」に沿って、ご説明いたします。

まず、「1. 給料表」についてでございます。

給料表につきましては、別紙「給料表改定案」のとおりといたします。

改定にあたっては、基本的には国の対応号給の改定額を基礎として、本市人事委員会勧告や国、他都市の改定状況のほか、本市の実情を考慮の上、引上げを行うこといたします。具体的には、行政職給料表において、高卒初任給は 12,300 円、大卒初任給は 12,000 円の引上げとし、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、再任用職員を含む全級・全号給において引上げ改定を行いたいと考えています。

他の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本として改定を行いたいと考えております。

なお、初任給の基準となる給料月額につきましては、資料の参考 1 に記載のとおり

といたします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額につきましては、国の改定と同様、各級の高位号給の改定額を基本に改定を行いたいと考えております。

人事・給与制度の見直しにおける係長級の処遇改善については、このたびの給料表改定の中で、行政職給料表および医療職給料表（2）の係長級を対象に、全号給においてさらに1,200円の引上げを行い、これまでの引上げと合わせて10,000円の引上げを達成したいと考えております。

次に、「2. 宿日直手当」についてでございます。

宿日直手当につきましては、国に準じた改定を行うこととし、勤務1回に係る支給額について300円の引上げ改定を行いたいと考えております。

次に、「3. 実施時期」についてでございます。

実施時期につきましては、令和7年4月1日といたします。

なお、これには会計年度任用職員のうち令和7年12月期の期末・勤勉手当の支給要件を満たす者を含み、その他の者は令和7年12月1日からの適用といたします。

差額支給につきましては、会計年度任用職員も含め、12月19日（金）の予定で作業を進めております。

なお、国の地域手当の見直しに対する本市での取扱いにつきましては、本市人事委員会からの報告のほか、あらゆる状況等を踏まえながら、職員の給与水準に影響を与えないよう検討を進めてまいりました。その結果、令和8年度以降においては、当面の間、現行の12%を維持することといたします。

今後につきましては、あらゆる状況等を勘案し、本市における取扱いの見直しが必要な場合には、改めて協議させていただきたいと考えております。

つづきまして、期末・勤勉手当についてでございます。お手元にお配りした「期末・勤勉手当の支給月数及び支給日（案）」をご覧ください。

一般の職員及び会計年度任用職員の期末手当を0.025月引き上げ、今年度より「2.50月」から「2.525月」とするとともに、勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げ、人事評価結果の反映前の年間支給月数について、今年度より「2.10月」から「2.125月」、併せて期末・勤勉手当の年間支給月数を「4.60月」から「4.65月」といたします。

また、再任用職員におきましては、期末手当を0.025月引き上げ、今年度より「1.40月」から「1.425月」とするとともに、勤勉手当を0.025月引き上げ、今年度より「1.00月」から「1.025月」、併せて期末・勤勉手当の年間支給月数を「2.40月」から「2.45月」といたします。

なお、令和8年度の期末・勤勉手当の支給月数につきまして、今回引き上げた月数を夏期及び年末で均等に割り振り、一般の職員及び会計年度任用職員につきましては夏期・年末とも2.325月、再任用職員につきましては、夏期・年末とも1.225月と

いたします。

今年度の年末手当につきましては、一般の職員及び会計年度任用職員については2.35月分を、再任用職員については1.25月分を、12月10日に一括支給いたします。

次に、年末手当の支給細目について、「勤勉手当の支給基準」をご覧ください。

基準については、従前から変更はありません。

つづきまして、災害待機手当の改正について、ご提案させていただきます。

お配りしております「災害待機手当改正（案）について」をご覧ください。

「1. 概要」についてですが、前回の改正から今年度までの給与改定率を勘案し、災害待機手当の増額を行うことといたします。

「2. 内容」についてですが、改正後の金額といたしましては、

1時間～3時間の区分については3,000円

3時間～5時間の区分については4,600円

5時間～7時間の区分については6,250円

7時間以上の区分については7,000円といたします。

「3. 実施時期」については、令和8年1月1日といたします。

災害待機手当の改正については、以上でございます。

最後に、年末調整についてですが、12月19日（金）支給の給与明細上でその過不足分を精算いたします。

つづきまして、教員の処遇改善について、ご提案させていただきます。

お配りしております「教員の処遇改善について」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、全ての子供たちへのより良い教育の実現に向け、教員の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、国の法改正を踏まえて、教職の重要性と職務や勤務状況に応じた処遇改善を行うことといたします。

「2. 実施内容」でございますが、はじめに「(1) 教職調整額の改善」につきまして、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を踏まえ、令和12年度までに10%まで引き上げることといたします。なお、指導改善研修を受けている職員については、職務や勤務の状況に応じた処遇を実現する観点から、教職調整額を支給しないことといたします。

次に、「(2) 教員特別手当の見直し」でございますが、「①学級担任等加算の新設」につきまして、教育公務員特例法の改正を踏まえ、校務類型に応じた支給とするため、学級担任等加算を導入し、給料の調整額の支給対象の教員を除く、担任及びそれに準ずる校務を担当する教員に給料月額の0.5%を加算することといたします。なお、桜の宮小学校、桜の宮中学校のしらゆり分校及び若葉学園の学級を担当する教員については給料月額の2%を加算することといたします。

「②一律支給額の減額」につきまして、級号給に対応して支給している教員特別手当については、教職調整額の改善、学級担任等加算の導入を踏まえ、別紙のとおり、

一律支給額を減額いたします。

次に、「(3) 特殊勤務手当の見直し」でございますが、「①多学年学級担任手当の廃止」につきまして、教員特別手当の学級担任等加算の導入に伴い、多学年学級担任手当を廃止することといたします。

「②非常災害時等の緊急業務に係る特殊勤務手当の改善」につきまして、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に関する、週休日等の業務従事時間の要件を8時間程度から4時間程度に緩和するとともに、非常災害時における児童生徒の負傷、疾病等に伴う救急の職務及び、児童生徒に対する緊急の補導の職務の支給額を1回あたり8,000円に増額いたします。

最後に、「(4) 給料の調整額の減額」につきまして、支給額を給料月額の3%程度から1.5%程度に段階的に引き下げる事といたします。

「3. 実施時期」でございますが、「(1) 教職調整額の改善」、「(2) 教員特別手当の見直し」、「(3) 特殊勤務手当の見直し」につきましては令和8年1月1日といたします。なお、「(1) 教職調整額の改善」につきましては、各年度1月1日付けで1%ずつ段階的に引き上げることといたします。

「(4) 給料の調整額の減額」につきましては、令和9年1月1日に2.25%、令和10年1月1日に1.5%に段階的に引き下げる事といたします。

私どもからは以上でございます。

(組) まず給与改定について、1つ目の質問は、初任給改善の位置づけです。神戸市のプラス12,000円は、例えば過去数年の政令市実績でいうと、大阪市は2023年でプラス20,000円、福岡市は10,000円規模、横浜市は2023年でプラス15,000円、2025年度も改善するということですが、これらと比較して、どの位置にありますか。検討資料があればご提示ください。

次に中堅層改善ですが、提案資料では、ほぼ初任層のみで中堅層の改善が見られませんが、人事委員会勧告と今回の給与改定の実施内容をどう整理しているのか、ご説明ください。

質問の3つ目です。宿日直手当について、提案では4,700円となっていますが、大阪市は5,600円、名古屋市は5,400円、福岡市は5,200円、広島市は5,000円となっています。神戸市が低水準となっている理由、また5,000円以上に達しない根拠を、労働条件への影響という観点で説明してください。

次に災害待機手当ですが、本市は3,000円から7,000円、改善幅は100円から200円です。大阪市は最大9,000円、札幌市は最大8,500円、福岡市は最大8,000円、名古屋市は最大8,000円ですが、これらと比較して低水準となる理由は何ですか。災害待機に関する労働条件の影響評価は行ったのかを伺います。給与改定のまとめとして、人事委員会勧告の履行状況および他政令市の過去実績との比較資料を次回までに労使間で共有するように求めます。

続きまして、教員の処遇改善です。提案資料では、特別手当が号給別に 600 円減額から 2,300 円減額となっています。また給料調整額が 3% から 1.5% への段階的な減額と、減額が先行する部分が見られますが、これは手取りに直結するため、資料説明を求めるのは交渉範囲内だと考えます。

その上で質問の 1 つ目ですが、手取りが減る教員が生じるかということです。資料では、特に中堅からベテランで、特別手当の減額幅が大きく、調整額の 3% から 1.5% への減額と重なると、実質マイナスの可能性がありますが、処遇改善実施後に手取りが減る教員は 1 人もいないと言えますか。言えない場合、号給別の増減試算の提示をお願いします。

次に学級担任等加算です。担任に準ずる校務の範囲が曖昧だと思います。大阪市、横浜市では対象校務を文書化して運用していますが、神戸市は対象校務のリスト、または判定基準を文書で示すお考えはありますか。

質問の 3 つ目です。多学年学級手当の廃止についてですが、横浜市、大阪市では多学年学級担任手当を残していますが、神戸市は、授業準備などの負担実態の調査を行ったうえで判断したのですか。調査データを示していただきたいと思います。

質問の 4 つ目です。給与の調整額の半減についてです。特別支援学校の勤務実態は、空き時間確保の困難性、医療的ケア、保護者対応、個別の指導計画の作成・評価など、負担が年々増加しています。大阪市、京都市、横浜市は、給与の調整額は維持です。なぜ神戸市は 3% から 1.5% に先行して減額するのか、影響試算の検討結果を示してください。教員処遇改善の最後のまとめとしてですが、号給別、職種別の増減試算、次回までに共有資料として提示していただくように求めます。

続いて、旅費制度の見直しについて、どこが国に準拠した部分でどこが神戸市の独自判断なのかが不明確です。また、旅費制度は自己負担に繋がり、労働条件悪化の可能性があるため、説明を求めるのは交渉範囲内だと考えております。

質問の 1 つ目です。日当の廃止は宿泊手当 2,400 円で賄えますでしょうか。現行は日当 1,900 円になっていますが、提案では日当廃止プラス宿泊手当 2,400 円となっております。大阪市は宿泊手当ありプラス日当維持です。横浜市は日当一部維持です。札幌市は手当削減時に資料を公表していますが、神戸市は典型的な 1 泊 2 日出張で、自己負担がどう変わるか試算を行いましたでしょうか。2,400 円で食費・雑費を賄える根拠を示してください。

質問の 2 つ目です。宿泊料の上限額超過の具体例です。提案資料では特別な事情とありますが、例が不足しています。横浜市、福岡市は大会主催者指定の宿泊、繁忙期などの基準を文書化していますが、神戸市も主催者指定、繁忙期で最安値が上限を超過するなどの基準を文書化しますか。

次に自家用車ガソリン代のキロ 18 円の根拠は何ですか。車賃のキロ 37 円から約半減しています。名古屋市、広島市は燃費・ガソリン単価を明示して単価を算定して

いますが、神戸市のキロ 18 円はどの燃費・単価を前提に算定したのか、また実費がキロ 18 円を上回る場合の対応はありますか。

4 つ目の質問です。LCC 手荷物料等の範囲ですが、大阪市、福岡市は対象を座席指定、追加手荷物、日程変更と明確に定義しています。神戸市も支給対象となる費用を文書で明確にしますか。旅費制度の質問のまとめですが、旅費制度は変更次第で自己負担が増えるため、不利益変更はしないという確認を文書で示すことを求めます。以上で、組合からの質問を終わります。

(市) まず、初任給基準の改正額の他都市比較ですが、昨年ですと、国の方で初任給に非常に比重を置いた改定を行っていますので、神戸市も 26,000 円ほど初任給を上げています。ただ、今年は国も若手に比重を置いていますが、昨年度と比べると全年齢層の処遇の改善額の差が小さくなるように改善を行っていますので、初任給の改定率は低いですが、全体の改定率は今年の方が高くなっています。改定率は自治体によって多少の差はありますが、とりわけ神戸市が低いとは考えていません。今年は初任給の引き上げ額が少なくなっていますので、今年度の神戸市の初任給の改定額と昨年度の他都市の初任給の改定額と比較をすることで、神戸市の改定額が低く見えるだけかと思います。ここ数年の初任給の改定額のデータがあれば、ご提供させていただきます。

2 点目、中堅層の改善ですが、お配りしている各給料表の改定額のとおり中堅層も改善しております。例えば、教育職給料表(5)を見ていただきますと、初任給の 2 級 17 号級は 13,400 円の引上げで、最高号級となる 2 級で 173 号給でも 11,400 円引き上げています。また再任用も引き上げています。

(組) 若年層を厚く改定しているけれども、全体にわたって遜色なく引き上げているということですね。例えば中堅層は結婚したり子どもがいたりで出費も多いですが、改定率は若年層の方が高くなっています。

(市) 人事委員会勧告で示された改定率をどう配分するかについては、例えば中堅高齢層に比重を置いて引き上げるということは若年層の引き上げ額を少なくするということになりますので、どういったバランスがいいのかを考えたときに、民間企業の動向を踏まえた上で決定されている国の改定内容や他の自治体の状況なども踏まえて決定していますので、それらとの均衡を考えると、提案している改定内容が妥当と考えているところです。

(組) 今説明頂いた内容を、いったん持ち帰って検討させていただきます。

(市) 続いて、宿日直手当の改定について、他の自治体の状況を確認させていただきますが、神戸市の改定については、国の改定に合わせたということでございます。

災害待機手当についても、他都市の状況を確認させていただきます。

次に、教員の処遇改善で、手取りが減る教員がいるのかについては、基本的にはいないと考えています。基本的というのは、例えば指導改善研修を受けている教員には、

教職調整額を支給しないと改正給特法に規定されておりますので、指導改善研修を受けている方は手取りが減るということはあります、それ以外で通常勤務されている先生については、今回の一連の処遇改善で減額となる方はおりません。先ほど減額が先行しているというお話をありましたが、今回の提案で、例えば教員特別手当は、給料月額の0.5%程度減額になりますが、学級担任等加算で給料別額の0.5%加算され、そこでまず概ね等しくなります。その上で教職調整額が改善しますので、トータルでは支給額は増えます。また、給料の調整額支給対象者は減額となる部分も確かにあるのですが、それを教職調整額の増額が上回るように制度設計しています。例えば令和8年1月1日からの改正で給料の調整額が支給されている方は、教員特別手当が給料別額の0.5%程度減額となります。学級担任等加算の対象にはなりませんので、教員特別手当だけで見ると減額ですが、教職調整額が1%増えますので、トータルで見ると増えます。また、再来年以降、給料の調整額が0.75%減額になったとしても、教職調整額が1%引き上げられますので、差し引き0.25%程度は増額になります。その翌年度も同様に給料の調整額が0.75%減っても、教職調整額が更に1%上がりますので減ることはありません。

次に多学年学級担任手当は廃止しますが、現在この手当が支給されている桜の宮小学校分校学級担任当加算を割増しで給料月額の2%とします。教職調整額の改善も踏まえると多学年学級担任手当が廃止されても手取りが減ることはありません。

- (組) 給料の調整額は3%から1.5%となりますよね。
- (市) 国の方で3%を1.5%まで下げるという方向性を示していますが、1.5%からさらに減る予定はありません。特別支援学校は国庫負担の対象になっていますので、国庫負担の算定をする際に特別支援学校とか特別支援学級で働いている先生は、給料月額の3%程度の給料の調整額が出るものとして、その3分の1を国庫補助することになっているところ、令和10年1月から、給料月額の1.5%の給料の調整額の3分の1を国庫負担の対象にする方向性であると聞いています。神戸市の方で、国や他の自治体さんじて実施するものではありませんので、国の方で国庫負担の基準を3%から2.25%にして最終1.5%にすると、先ほど挙げていただいた他の自治体もそれを踏まえた対応となる可能性が高いのではないかと思います。今回の提案資料では、方向性として記載していますが、また来年以降、国の状況等を踏まえて改めて提案をさせていただきたいと思っています。
- (組) では給料の調整額については、来年改めて交渉ですね。
- (市) その通りです。
- (組) 分かりました。多学年学級手当ですが、他の学校で適用されることはないのでしょうか。
- (市) 複式学級が設置されている学校は他にもあります。ただ、手当の要件である複式学級の担当授業時間数がその職員の担当授業時間数の2分の1以上、あと複式学級に

係る担当の授業時間が 1 週間で 12 時間以上の 2 点に該当するのが桜の宮小学校分校だけということになります。他に複式学級を設置している学校もありますが、複式学級を教員 2 人体制で担当しているため要件を満たす学校は現在ありません。

(組) 現状はいないのですね。ただ、手当を廃止すると今後要件を満たしてもこの手当が支給されることがなくなりますよね。今後のことも考えて手当廃止を決定したのかご回答ください。

(市) 基本的には特殊勤務手当は、国の制度に準拠するのが原則と考えています。国庫負担の対象からも外れますので、そういう状況を踏まえ、本市において多学年学級担任手当の廃止によって、トータルで減額になる方もいらっしゃいませんので、国に合わせて廃止するというのが基本と考えています。

(組) 国に準拠してというのは、いかがなものなのでしょうか。

(市) 多学年学級担任手当は国準拠だと廃止ですが、多学年学級担任手当が支給されている教員の給与が減るというのは、こちらとしても望ましくないと考えていますので、その対応として、今回桜の宮小学校分校で働いている先生は、業務の特殊性等を踏まえて教員特別手当を 2% としています。そこは国準拠ではなく神戸市として処遇が悪化する職員を出さないようにと考えて独自で対応させていただく部分です。

次に、学級担任等加算の対象が不明瞭というのは、確かに今回の提案内容では分かりづらいところがあったと思います。こちらについては、学校に通知させていただく際には、分かりやすく書かせていただこうと思います。基本的に学校で通常勤務されている先生については全員対象と考えていただいて大丈夫です。逆にどのような場合が対象外かと言いますと、1 つは給料の調整額が支給されている方、あとは学校での勤務実績がない先生、具体的には産前産後休暇で長期で休まれるとか、病気休暇で長期で休まれる方です。また指導改善研修を受けている先生も対象外となります。

(組) 指導改善研修を受けている教員は、改正給特法の中で教職調整額の対象外と規定されていますが、学級担任等加算も対象外とするのは、いかがなのでしょうか。

(市) 今回の教員の処遇改善につきましては、教員の専門性に見合った処遇の実現という観点と、もう 1 つ言われているのが、職務や業務の負担に応じた処遇の実現ということでございます。そのため指導改善研修を受けている方については、教職調整額の対象外となっております。国の方では、学級担任加算は、学級担任の負担を評価した手当としています。神戸市は、学級担任以外の方も校務分掌を分担しているため、対象を幅広くしています。そう考えたときに、校務分掌を担当していない先生にまで、学級担任加算を加算するというのは、手当の趣旨と異なると考えています。

(組) 指導改善研修を受けている教員は、ずっと研修を受けている訳ではなく、どちらかというと管理職が立会のもと授業を実施するなど、厳しく仕事をさせられているという認識です。

(市) 確かに研修を受ける日と学校で業務にあたる日が両方あるのは認識しています。た

だ、管理職を除いて基本的に教員全員に支給される教職調整額が支給されない点を考慮すると、学級担任等加算だけ支給するのは、勤務の実態に見合った処遇の実現という観点にはなじまないため、対象外としています。

次に、典型的な1泊2日出張の場合の旅費の影響です。日当の廃止については、これまでの日当の構成要素が昼食代及び目的地内を巡回する場合の交通費でしたが、まず目的地内の巡回交通費は、実費を支給させていただいています。そのため改めて日当として支給する必要はないと考えています。また昼食代は、通常勤務時でも掛かる費用ですので、日当で支給する必要はないと考えています。

(組) 一般的な会社なら、出張時の食事はすべて支給されるのではないですか。

(市) 国の方でも昼食代は旅費で支給しないという考え方で制度設計しています。宿泊手当で、宿泊に伴う雑費として夕食代と朝食代のかかり増し費用を措置しています。朝食も夕食も全て宿泊手当の金額内で賄うということではなく、出張時に朝食や夕食を食べたら通常よりも費用が掛かる点を考慮して、かかり増し費用を支給するという考え方です。

(組) 今までよりも、減額になっています。これまでの日当が朝食や夕食代を補っていた部分があるのでないでしょうか。

(市) 先ほどお伝えしたとおり、昼食代は出張時であろうが出張してなかろうが掛かる費用であるということと、目的地内を巡回する場合の交通費は、実費が支給されているということで廃止をさせていただくという趣旨でございます。お伝えいただいたような、例えば1泊2日で出張した場合に、金額的にいくら増減するかは改めてお示しさせていただきます。

次に宿泊費の上限額超過の特別な事情の具体例についてはどのように学校園に案内する予定なのか確認させていただきます。

ガソリン代 18 円/キロメートルの算定根拠ですが、こちらも結論として国の制度改正に合わせたものになっておりまして、国の方でガソリン代の実勢価格を踏まえて移動距離 1 キロメートルにつき 18 円ということで、定められているものでございますので、神戸市としてはそれに準拠しているというところでございます。

(組) 名古屋市や広島市は実際の燃費を明示して算定しています。国準拠というだけではなく、根拠資料を出して下さい。

(市) 確認させていただきます。